平成２７年（フ）第８７６８号
東京都練馬区石神井町６丁目26―28―102
債務者　小松　睦世
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７６９号
東京都練馬区旭丘２丁目41－２－1405
債務者　小暮　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７７３号
東京都北区上十条５丁目８－２―301
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７７５号
東京都大田区本羽田１丁目３－４
債務者　高田　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７７６号
東京都品川区勝島１－９―11　浜川荘、住民票上の住所東京都世田谷区松原１丁目37―15
債務者　川野　一成
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７７９号
東京都練馬区桜台６丁目25―５―201
債務者　白井　祐子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７８４号
東京都足立区西新井栄町３丁目18―５―302
債務者　奥村　典弘
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７８５号
東京都板橋区徳丸３丁目24―17
債務者　中村　隆志
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７８６号
東京都新宿区新小川町７―17　飯田橋三幸ビル７Ｆ
債務者　佐々木良恵
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７９４号
東京都昭島市拝島町３丁目11―６―303
債務者　吉澤愛美こと　朴　　洋敬
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７９５号
東京都西東京市田無町２丁目12―21―102
債務者　渡辺　匡志
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７９６号
東京都大田区大森中３丁目25―２―101
債務者　大林　正克
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９０号
横浜市瀬谷区阿久和東２―36―15　マースクハイツ103、住民票上の住所横浜市泉区岡津町296番地９
債務者　落合　薫男
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４１号
神奈川県大和市下鶴間3035番地
債務者　風間喜代美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９８号
横浜市神奈川区子安台２丁目９番16号　コーポ子安台Ⅲ・101号
債務者　米倉　浩一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部